

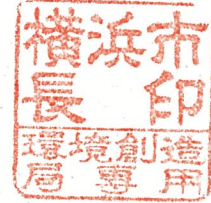
環創環評第168号

令和2年7月31日

横浜市環境影響評価審査会

会長 奥 真美 様

横浜市長 林 文子



(仮称)旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業に係る環境影響評価方法書について (諮問)

横浜市環境影響評価条例第58条第2項の規定に基づき、(仮称)旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業に係る環境影響評価方法書について、調査審議していただきたく諮問します。

担当 環境創造局政策調整部環境影響評価課

黒澤、二渡、高橋

電話 045-671-2495

(仮称)旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業  
環境影響評価方法書に係る手続について

項目	内容
事業の種類	環境影響評価法（以下「法」という。）第2条第2項第1号チに掲げる第一種事業 土地区画整理法に規定する土地区画整理事業
都市計画特例	[法第38条の6第1項] 都市計画決定権者が、第一種事業を実施しようとする者に代わるものとして、環境影響評価その他の手続を行う。 都市計画決定権者：横浜市
図書の送付	[法第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第6条第1項] 送付：令和2年7月21日
図書の公告	[法第40条第2項の規定の規定により読み替えて適用される法第7条] 公告：令和2年7月21日 [横浜市環境影響評価条例（以下「条例」という。）第58条第1項] 公告：令和2年7月21日
図書の縦覧等	[法第40条第2項の規定の規定により読み替えて適用される法第7条] 縦覧期間：令和2年7月21日～令和2年8月20日（9月3日まで閲覧可） 縦覧場所：建築局都市計画課 公表等：建築局都市計画課のホームページにおいて公表 [条例第58条第1項] 公告：令和2年7月21日 縦覧期間：令和2年7月21日～令和2年9月3日 縦覧場所：横浜市役所市民情報センター、瀬谷区役所、旭区役所 （横浜市中央図書館、瀬谷図書館及び旭図書館で閲覧、環境影響評価課ホームページで方法書の全文公開を実施）
審査会への諮問	[条例第58条第2項] 諮問：令和2年7月31日
説明会の開催	[法第40条第2項により読み替えて適用される法第7条の2] 開催日及び場所：令和2年8月1日及び5日 瀬谷公会堂 令和2年8月2日及び4日 旭公会堂
意見書の提出	[法第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第8条] 提出期間：令和2年7月21日～令和2年9月3日 （意見書は、持参、郵送又は電子申請により受付） 提出先：都市計画決定権者

項目	内容
意見概要の送付	<p>[法第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第9条]</p> <p>意見の概要を記載した書類を、環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する都道府県知事及び市町村長に送付する。</p>
市長意見の形成	<p>[法第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第10条第4項]</p> <p>市長意見の期限：意見の概要の送付から90日</p>
知事意見の形成	<p>[法第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第10条第5項]</p> <p>知事意見の期限：意見の概要の送付から90日</p> <p>(神奈川県における手続きの状況：令和2年7月27日 審査会へ諮問)</p>
市長意見の公告・縦覧	<p>[条例第58条第3項]</p> <p>市長意見を述べたときは、その旨を公告し、30日間一般の縦覧に供する。</p>

# 【法対象事業】横浜市環境影響評価条例のの流れ

\* 条例及び環境影響評価法に基づく主な手続

都市計画決定権者

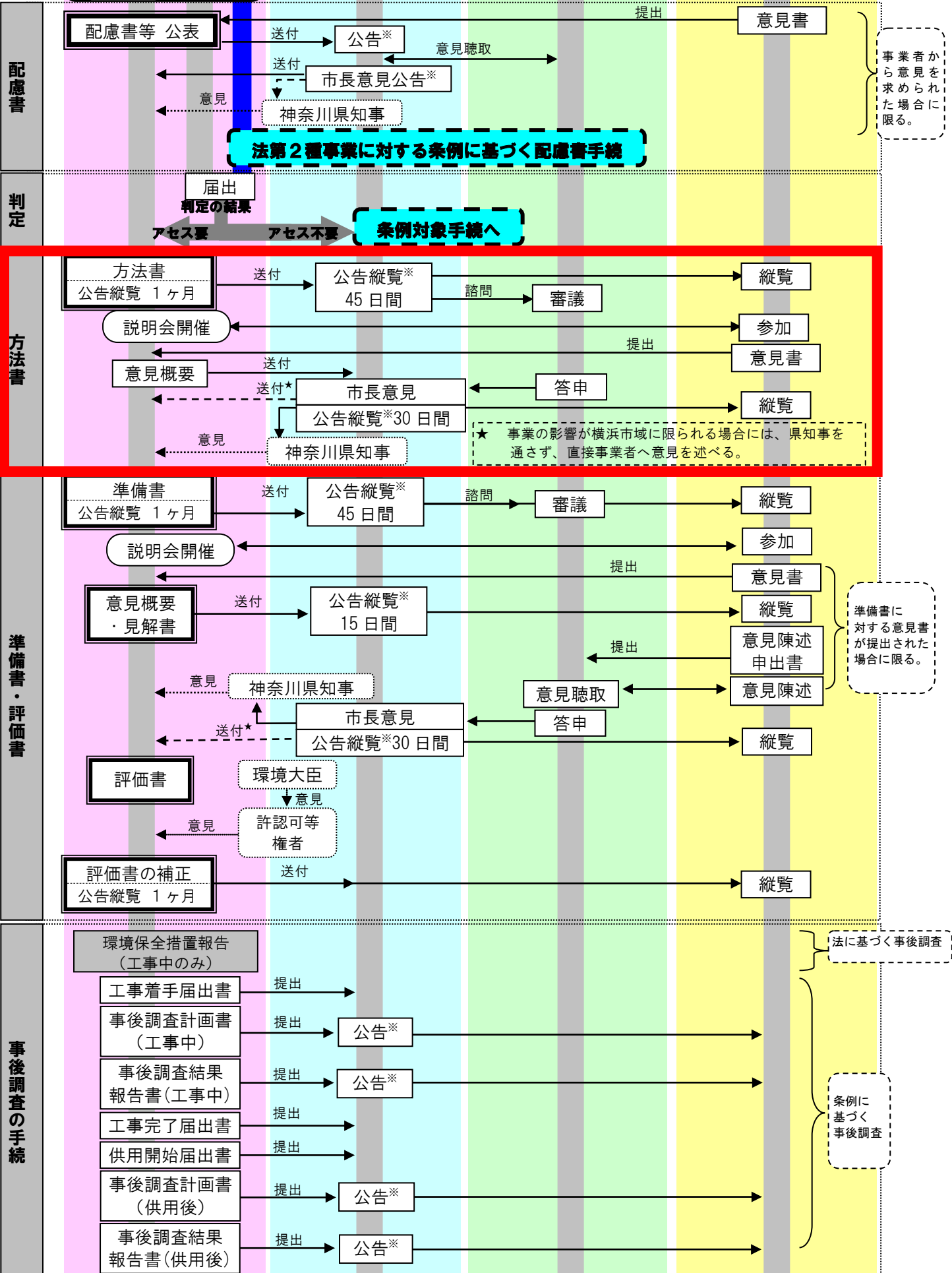
第1種

第2種

市長

審査会

市民



今回の手続

事業者から求められた場合に限る。

準備書に対する意見書が提出された場合に限る。

★ 事業の影響が横浜市内に限られる場合には、県知事を通さず、直接事業者へ意見を述べる。

※併せて、インターネット等での公表も行います。

## 法対象事業と条例対象事業の方法書手続き等について

項目	法対象事業	条例対象事業
公告	都市計画決定権者 横浜市 代表者 横浜市長	横浜市長
縦覧	都市計画決定権者 (公告の日の翌日から起算して1月間)	横浜市長 (公告の日から起算して45日)
意見書等	公告の日から縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に都市計画決定権者が方法書についての意見書を受け付ける。 都市計画決定権者は、意見の概要を記載した書類を神奈川県知事及び横浜市長に送付する。	縦覧期間中に横浜市長が方法書についての意見書を受け付ける。 横浜市長は意見書の写しを都市計画決定権者に送付する。
説明会の開催	都市計画決定権者 (縦覧期間内)	都市計画決定権者 (公告の日から30日以内)
説明会終了後	/	都市計画決定権者は、方法書説明会の開催状況並びに質疑及び意見の概要等を記載した書面を横浜市長に提出する。
市長意見	環境影響を受ける範囲であると認められる地域が横浜市域に限られる場合は、都市計画決定権者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を述べる。 (意見の概要の送付から90日以内に書面により述べる)	方法市長意見書を作成し、都市計画決定権者に送付する。 (意見書の写し(意見書の提出がなかったときは、その旨を記載した書面)を事業者に送付した日から3月以内に作成するよう努める)
環境影響評価項目の選定	主務省令で定めるところにより、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定する。	技術指針で定めるところにより、環境影響評価項目並びに調査及び予測の手法を選定する。